

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

通告順 10番 直江修市議員の発言を許可します。

直江議員。

6番 直江 修市 議員

6番（直江 修市君）

まず大台町集中改革プランについて、民間委託の推進の見直しを求める立場で、質問をいたします。

小泉流構造改革がモデルにした本家の米国で、新自由主義路線が破綻しました。痛みに耐えれば明日はよくなるどころか生きていけないと悲鳴があがるほどの貧困と、格差の贅嘆たる状況に国民を追い込んだのが、小泉改革でありました。歴史の審判はすでに下っております。

公共サービスを民間市場ベースに投げ出す自治体市場化も破綻した新自由主義路線によるものあります。この時期、たいへん面白い本が出版をされまして「資本主義はなぜ自壊したのか」という本があります。この著者がまたとっぴされる方が中谷いわおさんという方で、経歴は小渕内閣の経済戦略会議の議長、その前には細川内閣の経済改革研究会委員ということで、まさにこの新自由主義経済の先頭に立って押し進めてきた方なんです。

その方がリーマンショック、格差社会、無差別殺人、医療の崩壊、食品偽装、すべての現況は市場原理だった。構造改革の急先鋒であった著者が記す懺悔の書、本の帯に書かれておるんですけども、こういう本が出されております。そしてこの本を見られたロナルド・ドーア氏という方が、2月15日付中日新聞の「座視」という囲みの記事に、「自由市場への効率への真相を失いつつある人間はぞくぞくと出ている。日本での転向第1号は小渕内閣の規制緩和推進計画の担い手だった中谷巖氏、彼の『資本主義はなぜ自壊したか』を、大変おもしろく拝読した。米国の福祉破壊、格差極大の基本にあった市場原理主義が日本に伝わり、安心、安全や信頼、温かさ、人々の絆など社会的価値を破壊して、後期高齢者医療制度のような過酷な制度を生んだりする日本を憂うということで、その本に対して大賛成である」というふうな記事が掲載されておりました。

町長は9日の本会議での施政方針説明におきまして、今後の町政運営は集中改革プランを着実に進めることと言われております。この集中改革プランそのものも基本方針2006に基づいて、いわゆる基礎的財政収支、プライマリーバランスを考えるとということから、職員と給与の削減を進め、既存の一般行政経費を1パーセント程度は切り詰め、地方単独の建設事業は3パーセント程度減らすことを指針とした方針、それに基づいて自治体でもプランをつくれということから求められて作成をしたものであります。

このプランには民間委託の推進の項もございます。これまで保育所や一部学校の送迎バスの運転などを委託し、行政コストの削減に努めてきた、今後もより一層の行政サービス水準の向上と業務の効率化を図るため、民間委託を推進するとともに、PFI市場化テスト、指定管理者制度の導入を検討するとし、保育所、学校給食業務の委託、スクールバス、公用車運転、用務、業務の委託を検討事項としております。

民間委託推進の理由として、町長は先の議会で経常的な経費は、やはり切り詰めていくという努力が大事と説明をされております。市場化で当面の自治体の資質は下げられるかもしれません。しかし建築確認事項の民間開放が、姉齒事件をもたらして結局そのコストを払わされたのは、市民であります。

また官製ワーキングプアと言われる、不安定就業者を大量に生み出してきております。このように自治体市場化は人々の働き方、暮らし方やかかわり合い、自治体と住民の関係などなど、地域社会に対して包括的な変化をもたらします。町長は施政方針において、町民の皆様が住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを、そして大台町で生まれ育ち、いま町外で暮らす人々が、ふるさとを誇りに思える町づくりをめざすと宣言されました

共感できるたいへんいい結びの言葉であります。そこで民間委託の推進ということには熱心にならないように求めるものであります。答弁を求めます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、1問目の集中改革プラン、民間委託の推進の見直しについて、お答えをいたします。

この行政改革の目的は町民にとって真に必要なサービスを、最小の経費で最大の効果が発揮できる町民本位の行政を実現するということでございます。限られた財源のもとで、ますます多様化する行政ニーズに対応できる体制を整えなければなりません。

議員ご質問の民間委託の推進につきましても、サービスの向上と人件費抑制のために集中改革プランにおいて、4つの項目にわたる民間委託の推進を掲げております。その1つに指定管理者制度の導入がございます。第2にPFIの手法、市場化テストの活用がございます。3つ目には保育所、学校給食業務の委託がございます。4つ目にはスクールバス、町長車の運転あるいは用務、業務の委託でございます。

第1の指定管理者制度の導入につきましては、今後新たに設置される施設については、この制度も視野にいれて検討していくものでございます。第2のPFIあるいは市場化テストにつきましては、まずPFIにつきましては、民間の資金経営能力及び技術的能力を活用して行う、新しい手法でございますが、最近では紀宝町で実施している浄化槽整備の推進事業にこの手法を取り入れた事例がございます。市場化テストにつきましては、様々な公共サービスについて、官と民がコストやサービスの品質両面で競い、優れたほうが落札するという仕組みですが、目をみはるような効果などは期待できないようでございますので、一部の町で窓口業務等に取り入れられているように聞いております。

いま具体的にこれらの手法を取り入れて事業を行う計画も、また方向性も持っておりませんが、今後他の先進的な市町村の動向も見ながら、よい事例がございましたら、参考にさせていただくという程度のスタンスで臨んでいきたいと考えております。

第3点、あるいは第4点の給食や運転の委託業務につきましては、既に昨年の3月に技能労務職員の給与等の見直しに向けた、取り組み方向を示しまして、公表をさせていただいております。これは技能労務職につきましては、退職者不補充を原則とし新規採用は予定しないということでありまして、将来的には委託にしていく考えでございます。

特に安全の確保及び食の教育の充実策については、慎重に検討してまいりたいと考えております。指定管理者、PFI、民間委託制度は単なる官業の民間開放とは違い協働による町民サービスの向上にあるとも考えます。なによも町民の方々から信頼される町政を実現することが重要でございますので、今後もコストの削減ではなく、サービスの質の向上、公正性や公平性の確保といった視点から、判断していくことが必要であると同時に、町民の生命、身体や財産を守るための根幹に係わる事業については勿論のこと、その他の事業に関しましても慎重に官と民の役割分担を見直していくことが必

要であると考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

自治体におけます市場化問題につきましては、小泉構造改革のもとで改革なくして成長なしという旗ふりのもと進められてきまして、非常にそれが日本の経済にあうかのように、とり沙汰されてきておりました。私どもは民間委託というのは、本当に就労の場の少ない過疎地域において、雇用を公から民へという形で不安定な状態がうみだされるというようなことで、よくきかないことだというふうに思っておりましたけれども、なかなか自由主義経済の旋風の中では、官の仕事が大事だと言っても受入れられない状況がございましたけども、やはりサブプライムローンの問題から、アメリカの深刻な経済不況、これの根本はやっぱり自由主義経済やったと、市場主義原理が破綻したんだという状況ですね。

これはやっぱり大変重要な状態、事態になってきたと思うんです。自民党の尾辻秀久議員が、参議院の方ですんやけども、代表質問で小泉構造改革以来の社会補償費2,200億円の削減について、潔くやめるべきだと主張されたり、新自由主義、市場原理主義を唱えていた、今までですね、日本はアメリカのような国にすればいいと言ってきたが、それが間違いだったことは、今回の世界不況が証明しておるといふふうに、自民党の国会議員の中からも、こういう声が出てきております。

そういう状況の中で、私は公共の仕事を民にというのも、町が選択した方向性ではないと思うんです。やはり国からの財政支出を求められたことによって、やむをえなく合わせていかなんという状況があって、プランを立てようと言われれば、一応そのメニューに従って立てやんなんという、こういうことになってきておるわけなんで、そもそもの理論がまたその手法が、また経済的にもはっきり構造改革が問題やというような事態になってきておるわけなんで、その元での景気不況というのが、町長も言われたように、まだこの1年間、来年もわからんというような状況です。

そういうことを踏まえて、やはり就労の場の少ない、この中山間地域の町としてはやはり安定した働く場の確保ということからも、また民にはできない役割をになっている公務労働者の存在というものも、改めてやはり認識して、堂々とその道をやっぱり進んでいくということが、私は大事ではないかというふうに思います。

町長の答弁でもさほど導入しなければならない分野というのは、なさそうでございます。窓口業務ぐらいかなというようなご答弁でございました。私はやはり公務労働、とりわけ福祉や教育の仕事はしっかり自治体が責任をもってやっていく、それが本当の安定したまちづくりに、また住んで良かったというまちづくりになっていくというふうに確信を持ちまして、改めてこの民間委託の推進の見直しを求めたものでございます。

この構造改革路線の破綻ということにつきまして、町長はどのような認識を持たされて、政治の行方というのをしっかり見定めて町の舵取りをしていくと言われた町長でございますので、そこらの認識について伺いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

この集中改革プランの中で、この指定管理者制度の導入なり、あるいは学校給食等の委託なり、またスクールバス等の運転業務、そういったようなものについては、これは将来委託というふうなことも、十分考えていかならんということを思っているところでございます。

ただPFIの手法なり、市場化テストとか、そういったようなものについては、これまたそんなに馴染んだものではないというようなことでもございます。そんなにいいものではないかなというふうに、私、実感しておりますので、これには定かでございますけれども、熱心になっていかないのではないかというふうに思っているところでございます。

そういうことで、根本的にはそういったいろんなアメリカ発の構造改革なり、日本での構造改革というものがあるわけでもございます。そういう中で日進月歩の社会でありますから、いろんな経済社

会の進展がみられてくるわけでもございます。ですので、時には国から地方へ、官から民へというよ
うな、小泉さん時代にはもう盛んに言われたようなことでもございます。

そういうことで、官ができることよりも、民がやったほうがいいものの中にはあるんだろうと思
います。またそういう事柄によっては、分野によってはやはり今の報徳病院の話やありませんけれど、
民間が進出しにくいようなところ、そこでどうしても守らないかん、そういうようなところはやっぱり
行政がやっていかんじゃないかという部分もあるだろうと思います。

そういうなかで病院なんかは、なかなか指定管理者制度とか色々言っても、非常に難しい部分が出
てくるのではないかなというふうに思います。赤字になったら、全部補填しますので言ったら、誰
でもするようなことでもございますが、そういう儲けの少ないところには、やはり行政が手を入れてい
かならん、そういうことがあるのではないかなというふうに思っておりますが、こういうように色々
な経済の構造改革なり、そういうものがどんどん進んでいって、規制緩和も出てきておると、そうい
う規制緩和なんかも、やはりお酒の販売にしても、お酒の販売なんか特にそうですけれども、規制が
緩やかになって、どこでも誰でもというふうなそんな感じになってきておるといふなかで、従来守っ
てきた業というか、そういった生業はやりにくくなっていくというようなものがかなりあるというよ
うなことで、それがまた数の多いところ、大きな消費のところ、吸い寄せられていくというようなこと
の中で、非常に都市部と言えども空洞化がおきてきたりとか、そういうような状況が出てきているわ
けでございまして、その範囲が地域間格差なり、企業間格差なり、いろんなことが言われておると
いうようなことでもございます。

非常に厳しい時代の中で、さりとして現実を見てみた時に、我々の先ほどの一般質問ではありません
が、入りを図りし出るを制すいうふうなことになってくると、本当に将来ゆったりとしたような、そ
んな歳入がはかれるんですか、だったら出もやっぱり考えていかなくちゃならんだろうと、同じ給
食業務でも委託するんだったら、片や1,000万で片や800万円やったら、誰でも800万のほうにお願
いしますわねと、品質もよく似たもんですよとなったら、そうならざるをえないんやないかなとい
うふうに思うんですね。

そこら辺をしっかりと見ながら当然見ていかなきゃならないというふうな事を思っているところで
ございまして、何がなんでもやみくもにという事ではございませんが、しっかりと見ながらそこら辺を進
めていかなければならないと、こう思っているところでございます。

そういうことで一朝一夕に、職員の数をだっと減らした、あるいはいきなり民間委託したというふ
うな、そんなわけにはいきませんので、普段やっぱり徐々にその議論も重ねながら、そういう方向性

を持ちながら取り組んでいかんと、一遍にあれもこれも来年からがたと歳入が減ってくると、そやで今年のうちにあれもこれもせなかんのいう事になりませんので、やはり数年かけてしっかり町民の皆さんも得心がいく中で、それやったらしょうないのと、負担金も出そかなと、負担もしようかと、あるいはそういう少しでも安うあがるように努力してもらわなあかんわなというふうなことになるって、そういうような意志疎通を図りながらやっていく必要があるんやないかなと思っているところでございます。

そういうことで、情報もしっかり出していきながら、皆さんとともにいい形のものをつくりあげていくという、そういうスタンスで臨んでいきたいとこう思います。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

次に公立病院改革ガイドラインについて、質問をいたします。

07年に総務省が作成した公立病院改革ガイドラインによって、全国の自治体病院で病院閉鎖や病床削減が加速をしております。

2月19日の中日新聞にも、県立病院改革を知事が必要性を強調ということで、県立一志病院を民間に譲渡するなどの県立病院改革案について、今のままでは総崩れになって存続できず、地域ニーズにこたえていけないというような改革の必要性を知事が訴えておるといような記事も出ております。

こういう動きが全国的に沸き起こってきております。自治体病院というのは、ここにも書いてあるんですけども、他の民間医療機関とは異なり、その運営には公共性と経済性の調和が求められている。地方公営企業法第3条であります。

そしてまた自治体病院は立地する地域の諸条件や、これまで歩んできた沿革などにより、地域医療に果たすべき役割は多様であるとは言え、地域住民共有の財産のあり、地域住民に公平、公正な医療を提供することを通じ、地域の発展に寄与しているということは、この全国的に共通して言えることでありますし、大台町立報徳病院につきましても、このように言える大事な施設でございます。

そういう自治体病院に対しまして、総務省は公立病院改革ガイドラインをつくって、医療給付費の抑制を進めようとしております。これも市場原理主義的医療構造改革このように言われております。病院のリストラであります。当然その内容は効率化を求めたり、そしてそれがうまくいかなければ再編、あるいは経営形態の見直し、いま民間委託推進の問題で、民間委託の問題で聞きましたように、結局は指定管理者制度とか、文字通りの民間委託とかいうふうなところへもっていけということでございます。

この公立病院改革ガイドラインに対しまして、自治体病院を抱えておる地域の働く皆さんからは、問題点としてガイドラインに示される数値目標の徹底管理のもとで、過剰なまでの経営効率化をおし進める姿勢は、本来調和すべき公共性を著しく阻害するものであり、自治体病院の存在意義を否定することにつながりかねない。

また再三医療の切り捨てが起こり、地域住民のニーズを反映した医療、地域住民にとって必要な医療を提供できない場面が起こりうる。これらは自治会の本来の使命である公共の福祉の増進の否定であり、更に憲法 25 条に規定される国民の生存権を脅かしかねない。

また地域間格差の解消が叫ばれるなか、医療過疎地の自治体病院に打撃を与えるガイドラインの示す方向性は、それに逆行するものと指摘をされております。町長は報徳病院につきましては、非常に厳しい財政状況にあるが、引き続き地域ニーズに応えるため内科診療を中心に診療できる体制をとっていくという地域医療に穴をあけない、そういう姿勢を明確にされております。

そういう自治体に対しても、こういうガイドラインをもって、最悪民営化というところまで求めるガイドラインに対して、その見解を求めたいというふうに思います。

このガイドラインのもとに経営診断を三つの視点で求めてきております。その一つに数値目標による経営効率化、経常収支比率、医療収支比率、不良債権比率など収益性の追求、病床利用率など規模適正化の追求、人件費比率、病床 100 床あたりの職員数など、労務指標の追求というようなことでございます。

これらの目標に対して報徳病院の状況はどうかということについて伺います。

次に 09 年 1 月 29 日、総務省が自治体病院の財政規模に大きな影響を与える病院事業に関する地方交付税措置の概要を公表しております。病院事業に関する地方交付税措置が拡大されるとのことです。町長の施政方針説明の中にもございましたように、1 兆円の地方交付税の増額がなされております。

その中の一つの要素としまして、公立病院に対する財政措置など、医療少子化対策の充実ということで、一定額が設けられております。そして特別交付税のほうで、過疎地域のための不採算地区病院

の特別交付税措置、これもされております。

ですから普通交付税の中での1兆円増額の中での病院対策と、特交でもこれも増えておるといこととでございますので、それらはやはり経営に厳しい状況にさらされております報徳病院、これ自治体病院ですから、そこにやはり国のほうはどうしても交付せえとか言うてはおりませんけれども、趣旨が不採算病院の経営を支えるために国は予算措置したんだということとありますので、町としましてはやはり出していくべきだというふうに、私思いますので、町長の見解を求めたい。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、公立病院の改革ガイドラインについてお答えをいたします。

まず1点目のガイドラインについての見解でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、地方公共団体が経営する病院事業は、事業単体としてもまた当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも、一層の健全経営が求められることになりました。

また経済財政改革の基本方針2007において、これは平成19年6月19日の閣議決定でございますが、これにおいて、社会保障改革の一環として公立病院改革に取り組むことが明記され、総務省は平成19年以内に各自治体に対し、ガイドラインを示し経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう促すということとされました。これを受けて総務省は公立病院が今後とも、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、抜本的な改革がさけられないとしまして、平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを公表し、平成20年度中に全国すべての公立病院に公立病院改革プランの策定を求めるに至ったものであります。

ガイドラインでは地域医療の確保のため、自らに期待されている役割を、改めて明確にし、必要な見直しを図った上で、安定的かつ自立的な経営のもとで、良質な医療を継続して提供できる体制を構築することが求められております。

それには3つの視点に立った改革を、一体的に進める必要があるということと経営の効率化、再編

ネットワーク化、あるいは経営形態の見直しが求められているところでございます。ガイドラインに示される数値目標の徹底管理のもとで、過剰なまでの経営効率化を押し進める姿勢は、本来調和すべき公共性を著しく阻害するものであり、自治体病院の存在意義を否定することにつながりかねないところのご指摘でございますが、全国に設置された公立病院をめぐる状況は、その立地条件、都市部か農村部か、他の医療資源の状況や医療機能、一般病院か専門病院かなどにより、様々でありまして、数値目標はあくまでも改革を進める上での参考数値でありますものの、数値目標を徹底することは、全国の公立病院が画一的になり、地域の実情から離れたものになっていく可能性も危惧されるところです。

報徳病院は大台町唯一の公立病院として、高齢化がますます進展する中で、在宅医療や町民の求める医療を適切に提供するとともに、救急の患者に対しても迅速に対応し、町民の健康を守る役割を担っております。

しかしながら、報徳病院も他の公立病院同様、医師不足や財源不足に苦慮しているところです。このため経費の削減対策として、医薬分業による薬剤師1名の減員、給食業務の民間委託により給食調理員など4名の人員削減を進めるとともに、収益の向上を図るため土曜診療の開始、旧大台町地内への患者送迎バスの運行開始など、国の改革ガイドラインに先立って経営改善に取り組んでいるところであります。

そうした経営努力とあわせて国の特別交付税も投入しても、依然として病院経営は赤字となります。私はもともと山間へき地に存在する報徳病院が、採算性を確保することは非常に厳しく、採算性だけでは経営できない施設であると思っております。

現在の医療環境や報徳病院を取り巻く状況を、町民に正しく理解していただく手段を講じながら、病院のパートナーとして町民が支えていく病院をめざすことが重要であると思っております。

このため地域を守るための医療サービスの低下を招かないよう、病院の経営努力もうながしながら赤字部分については、一般財源で補填していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、公立病院改革の3つの視点、いわゆる経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しについてでございますが、まず第1の視点であります経営の効率化を進める上での数値目標につきましては、ガイドラインが示す不採算地区病院分の目標数値例では、経常収支比率が92.6パーセント以上、医業収支比率が75.1パーセント以下、職員給与費対医業収益比率が69.7パーセント以下、病床利用率が64.5パーセント以上とされておりますが、報徳病院における平成19年度実績では、経常収支比率が93.4パーセント、医業の収支比率が81.2パーセント、職員給与費対医業収益比率が88.7パーセント、病床利用率が83.7パーセントとなっております。病床利用率の過去3年間の平均が

86.2パーセントでございます。この数値は経常収支比率と病床利用率につきましては、数値目標を超えておりますが、医業収支比率と職員給与費対医業収益比率は、数値目標に達しない状況となっております。

また病床 100 床あたりの職員数につきましては、数値目標は示されておられません。報徳病院の平成 19 年度実績は、病床数 30 床に対しまして、職員の総数は 53 名でございましたので、100 床あたりに換算すると 176.7 人となっております。国が示しました目標数値例の達成は極めて厳しい状況であります。苦にか示したガイドラインにそって、現在、報徳病院改革プラン案を作成しているところでございます。

次に第 2 の質問でございます。医療の再編、ネットワーク化の推進でございます。ガイドラインの再編ネットワーク化のパターンでは、50 床未満の町立病院は入院機能をなくして、診療所化を進めるようなパターンが示されておりますが、奥伊勢地域における有床医療機関は報徳病院と大台厚生病院しかなく、高齢化が更に進む地域における医療を維持する上で、両病院の存在意義は非常に大きく、存続させる必要があると考えております。

しかしながら医師不足については、非常に深刻であることから、相互診療支援など地域医療資源の有効活用を図ることも、今後検討していかなければならないと思っておりますし、将来的には医療を取り巻く様々な環境変化を見極めた上で、規模や運営形態について、慎重に検討を行っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に第 3 の視点であります。経営形態の見直しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、山間へき地の不採算地区に存在する報徳病院においては、採算性を確保することは非常に厳しいこと、また地域医療を維持し守っていく上で、非常に大事な施設でありますので、現状を経営形態を継続するものとし、必要な支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に 3 点目の病院事業に関する地方交付税措置の拡充についてでございますが、この公立病院の財政措置としまして、平成 21 年度は国ベースで 700 億円程度増額されます。その内容としまして、1 つ目に過疎地に関する財政措置の充実があります。不採算地区病院にかかる特別交付税の要件が緩和され、若干措置額が充実されます。内容といたしましては、今まで 100 床未満が対象であったものが、150 床未満が対象となり、単価が 2 割程度増額されます。大台町では 400 万円程度の特別交付税の増額となります。

2 つ目に産科、小児科、救急医療科に関する充実がございます。医師確保対策、救急医療の充実等のために、普通交付税が増額されます。ただ詳しい内容が発表されておられませんので、単位費用の増額になるのか、新しい算定項目が追加されるのか定かではないため、現時点での試算はできませんの

で、ご理解を賜りたいと思います。

また救急医療の告示分については、現在特別交付税で2,500万円程度措置されておりますが、普通交付税に移行し、措置額が増えるようでございます。大台町に該当すると考えられる新たな財政措置は以上でございます。

このことにより病院に対する交付税総額は、総体的に増えますが、安定的に補助していくこととあわせて、いわゆる繰出基準以上の額を、病院へ補助していることを考え、平成20年度と同額の補助金とさせていただきます。

ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

報徳病院におきましても、この公立病院改革ガイドラインに沿いまして、改革プランを作成という町長の説明がございました。そのことにつきまして、衆議院の予算委員会で日本共産党の高橋千鶴子議員が、取り上げております。この方は16年災の時に宮川にも来ていただいた国会議員なんですけれども、この新聞赤旗に公立病院を潰すなということで、政府ガイドライン押し付けをやめよということで、予算委員会で迫っております。総務省はちょっと今名前が売れてきた鳩山邦夫さんですね、義務ではないと言われております。

ですからやはり町におきましても、町立病院の運営というものを、ガイドラインにそってやっていくということについては、これはもうここでも明確に総務省の義務やないんやと、それどうしてもせないかんことでもない、国会でも答弁されておるわけですから、ここらの答弁もやはり私は小泉構造改革の嵐の中では、なかなか出てこんだ言葉やと思います。

それがやはり経済不況が背景にそれぞれトーンダウンしてきておる。今の総理大臣も郵政民営化には反対やったんやというような言葉を出される状況、基本的にはやはり構造改革の失敗、つけがじわじわというかもろに出てきておるということ、やっぱり受けてのいろんな国の政治の様変わりやと、

私は思うんですけれども、そういう中でガイドラインについても義務ではないと、数値目標を達成できんだら、平成の方針でやれということではないということなんで、そこらは少し勢いのあった時とは違う状況ですので、見据えていくと。

勿論、報徳病院としてもそれは経営安定のために努力は、私は必要やと思いますけど、数値目標を達成せんがための非常事態宣言は私はよくないと思うんですね。やはり地域病院として、住民の皆さんに愛される病院と、利用される病院ということから、その改革は必要かもわかりませんが、経営の効率化というような形になりますと、どうしても人件費をどうするかということになるわけですから、手法はやっぱりあやまらないということは大事やと思うんです。

ということは、とにかくにもキーワードは、これは構造改革なんですから、どの分野におきましても、そこがちょっとつまづいてきておるということは、地方にとってもいい兆候ではないかというふうに思います。病院の問題でもそういうことで、病院の改革の内容はやはり間違わないということが大事やないかと思います。ガイドラインが義務ではないということでもあります。そのことにつきまして、町長どのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

この発言は総務大臣がこのガイドラインについて義務ではないんだというようなことをおっしゃったようなことですが、私はちょっと承知していなかったということですが、これはたとえ義務であったとしても、全てが全て受け入れていけるだけのものが、この報徳病院ではあるのかなということになりますと、そこらへんはクエッションマークになってくるというふうに思ってます。

そういうことで5年あるいは3年ほどかけて、この目標を達成せよというようなガイドラインになっておると思うんですが、このそういったような項目の一つひとつ一応の計画はたてますものの、なかなかそうはなりような改善というのか、劇的に出てくるのかというたら、そうは出てこないというのが当たり前のことやと思うんですね。

そういうことで一つの計画はつくりますものの、なかなか計画通りには進まない。ただ片やそうやって計画を建てたら、そのようにせないかんやないかと言われるともありますけれども、できんものはできないというふうな、そういう状況にあるんだという事があるんやないかと思えますけど、ただこれまでもいろんな改革と言いますか、改善をしてきました。これはこれからも当然必要でもございます。

ですので、一般会計からの補助もしておりますけれども、そういったようなより少なくなるような、病院としても自助努力と言いますか、そのことは当然必要でもございますので、しっかりとまたそこらへん協議をしながら、進めていかなければならんと思っております。

この病院が全国的にそういう不況と言いますか、経営が非常に厳しい状況に追い込まれておるといようなことで、診療報酬なりあるいは福祉施設の中でも介護報酬が下がったりとか、色々ございます。今回も少しちょっと上がりますが、それでもなかなかいろんな理由つけて、特養あたりだったら9名の介護福祉士資格を持ったものやなきゃあかんとか、看護師がこれだけおらないかんという、そういう規制があるわけですね。そういったような被せてきて3%なら3%上がりますよというふうな、きっちりそのまましてくれればいいのに、そうでなかったら、一人220円ぐらい60円か下がりますとか、そんなようなことになってしまいますので、なかなか思うようにいかない部分もございます。これは国のほうで色々考えてやっておりますので、数字のことにとやかく言うことでないんですが、そういうふうなことで、かなり診療報酬なんかも影響はしてきておると、こういうふうなことでもございますが、私としましては、大事な病院であるということ、まずは言っておきたいと思うんですが、前田議員にもお答えしましたように、一人報徳病院だけよかったらそれでいいのかいということになりますと、この奥伊勢地域の全体的なものを考えた時に、大台厚生病院の経営もどうなんやと、こういうふうになった時に、それはあんたところが勝手にせないかんわなというふうになったら、どこかへいってしまおうかというふうなことになったら、もともなくなってしまうという、そのことがありますので、それでは非常に厳しくなってくると。大事になってくるというふうなことで、グローバルに物事をこれ考えていかないかんという時になっておると思います。

そういうことで今後しっかり、報徳病院のこともそうなんですけれども、この奥伊勢地域全体のことも、ここでは考えていかなんということにもなってますので、そこら辺、十分慎重に対応を図っていかなければならない、大きな問題になってこようというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

次に限界集落について質問をいたします。

限界集落につきましては、今までも何人かの議員さんが取り上げられております。学術概念につきましては、平成19年の第2回定例会で山本議員が質問をされた時に、町長が答弁されております。

平成20年第1回定例会では、前川議員も質問されて、概念については町長が答弁されて、大野晃氏という方が定義つけられたということでございます。その方が「限界集落と地域再生」という本を、京都新聞社から出されております。ここでも背景には高度経済成長以降の経済優先の政策の中でということで、町長も第1次産業の衰退が人口減少をもたらした最大の要因やと、答弁でも答えられておりますけれども、こういう先生方もそういう認識で、日本高度経済政策に大きな誤りがあったことが、今日の過疎問題を更に深刻化する限界集落という、いわゆる限界集落問題となってきておるといふような事を書かれているようでございまして、私も購入して読みたいとは思っておりますけれども、そういうことであります。

そういうことで学術概念については説明がございました。同時にその政策用語としてのいわゆる限界集落ということについては、集落を含めて中心地にコンパクトシティをつくり、ここに移り住んでもらう、そのことで行政経費の削減ができるという一種の線引き政策、つまりこれは町長が言われた集落再編ということですか、線引き政策というのは。国のほうはどうもそういう学術概念よりも政策用語としての線引き政策をとりたいようなことのようにあります。

このことにつきましても、平成19年第2回の定例会で山本議員の質問に対して、町長は集落の再編ということも検討しなければならない、しかしながら住み慣れた土地への愛着もあり、現実的には非常に難しいと答弁をされておって、私はやはりそういう認識のもとに、集落再編が限界集落対策ではないというふうに思います。

それで、山村の復活と環境保全、麓の川や海や水を守ることが、その限界集落対策だと言われてみえる方もあります。今後の持続ある社会に不可欠だということで、その集落だけというつまりは点の問題ではなく、全地域、町で言えば大台町全体の問題なんだという認識のもとに対策をとる必要があ

るだろうということでもあります。ですので、住民が住み続けられるように取り組む姿勢を明確にすることが大事というふうに思いますので、町長の見解をまず伺いたいというふうに思います。

次に限界集落とはどういう問題なのかということから考えますと、少子高齢化という自然法則によるものではなく、従来の日本の農林業、エネルギー政策、過疎対策、合併政策の失敗に起因する社会問題であること。そこから限界集落問題の解決は個別地域の問題ではなく、国の農林業、エネルギー政策や国土政策の一環としてなされなければならない問題だというふうになってくるわけでありまして、2月10日付、これも新聞赤旗の記事なんですけれども、伝統、自然をいかしまちづくりということで、「小さくても輝く自治体フォーラム」というものが開かれて、幕を閉じたということでもあります。

これは矢祭が合併しないで、まちづくりしていこうということから、小さい自治体が寄って会議を開いて、地域再生のために取り組んできておる、それが毎年会議を開かれてきておるということでありまして、ここで全国町村が直面する農山漁村の高齢化、過疎化に有効な手を打ち、市町村の連携を充実させ、多様で豊かな国土の発展方策を打ち出すことを政府に求めるというアピールも出されております。まさに大台町だけの問題だけではなく、全国的な問題であり、それは国の政策によるべきだというのが、いま過疎地域の首長さん方の声であるということでもあります。

長野県阿智村の村長さんの岡庭一雄さんという方が、この方もこういうフォーラムに、これは自治体学校なんですけれども、出られて講演をされて、日本の地域づくりのモデルと考えている高知県馬路村、徳島県上勝町、宮崎県綾町など、それぞれの町村の首長さんが会議に出席された。それで異口同音に発言されたことは、今日の日本の政治全体の流れの中では、せっかくつくりあげてきた自立的な取り組みや循環型の地域経済のしくみそのものを、国の制度で壊されており、これ以上、国の進める構造改革、新自由主義の考え方に基づいた市場経済論理でどんどん進められていけば、いくら努力してももう山村はもたない。何としても国に政策の転換を要求していかなければならないということをおっしゃっております。これは08年6月のフォーラムで発言されておるんですね。まさに日本の地域づくりのモデルと言われておる自治体で、一生懸命で取り組まれておる、取り組まれても国が取り崩していくという実態に対して、話をされておる。これに私は限界集落問題の解決のキーワードがあるんじゃないかというふうに思います。

そういうことに対して、町長の見解も伺いたいというふうに思います。そして京都府綾部市では地域でやることは限界あるけれども、とにかく取り組まないかんということで、条例などもつくって、取り組んでおられます。その内容を見ますと、旧宮川村であるいは旧大台町で取り組まれた内容が、重なってきております。新しいものでもないでしょうが、しかし条例までつくって取り組まんならんという状況にあってやっておるということでもあります。

町としましては、これも他の議員さんの質問に答えられて、具体的な地域政策で対応しておるとい
う町長の答弁があります。地域政策と同時にその個別の、つまり住民の皆さん個々に集落に住み続け
てもらうには、それぞれの集落に住んでいる人たちの生活設計や、人生設計と村の政策をしっかりマ
ッチさせていく必要があるというふうに、この方が講演の時にも言われておるんですけども、その
聞き取りを本当に一人ひとりの地域に住んでみえる方々の暮らしの方向を、どう考えてみえますとか
ですね、自分の生活設計をどう考えてみえますとかというような、かなり膝詰めで個々の考え、それ
町長は住民の意向の受けて取り組んでいくと言われていています。同じことだと思ふんですけども、聞
き取りの仕方がかなり突っ込んでやっておられます。プライバシーの問題がございますからというこ
となんですけども、今度、施政方針にはなんか臨時の職員を、こういうところへあてると、これは
聞き取り、おそらく主になってくんだと思いますけれども、そういう時にこういうことを一つ参考に
というふうなことでございます。

後の質問は全て割愛をいたします。ご答弁結構でございます。今のこういう自治体フォーラムでの
こういう首長さんらの講演の内容とか、やはり国の後続改革をやっぱり一番ネックなんだというよう
なこと、そこらについて町長の考えをお聞きしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それではもう時間もありませんので、早速お答えをさせていただきます。まず線引き政策として、
大杉谷地区の集落再編につながらないかということでございます。この地域において過疎、少子高齢
化が著しく進行しまして、空き家の増加や一人暮らしの高齢者世帯が増加し、出会い作業や葬祭事な
どの相互扶助機能や農林地の荒廃、獣害などによる生産力など、集落機能の低下が他の地域よりも著
しくなっております。

この問題は、大杉谷地区のみならず、5年後、10年後には大台町全域の問題となる恐れがございます。
しかしながら、大杉谷地域においては、宮川の最上流部として果たす役割や自然環境の保全等、多く

の機能を担っており、その地域が元気があり続けて欲しいとの思いから、地域の皆さんと行政が一緒になって、地域の問題や課題の整理をしながら、各種施策を推進してまいりたいと考えておるんです。

また地域の皆様はその集落で生まれ、あるいは育ち、長い生活の中で築いてきた生活生産の基盤には、強い愛着をもっていただいているはずでございます。よって現在のところ集落再編は考えずに、大杉谷地域が元気を取り戻せる方策を考えていきたいと思っております。

次に2点目の集落問題の解決は、地域の問題ではなく国の問題として取り組まなければならないと、こういうご意見でございます。限界集落と言われるようなところは、中山間地や離島などに多く見られまして、総務省が行った過疎地域における集落の状況調査に関する調査では、65才以上の割合が50パーセント以上の集落は、全国で7,878集落、そのうち10年以内に消滅するか、いずれ消滅する恐れがあると答えた集落が2,638集落と報告されております。

この要因には基幹的産業である農林業や地場産業が切り捨てられ、都会に豊かな生活を求めるなど、経済と効率を求めた結果、過疎高齢化が進行したことによるものと考えております。大杉谷地域を含め大台町のような中山間地域の役割は、都市部の災害防止、水源の涵養、安全安心の食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収、グリーンツーリズムや情操教育の場の提供など、都市の人にとっても多面的で重要な地域であると考えておるんです。

現在までの過疎対策につきましては、自立促進特別措置法等が制定されて、多くの自治体によりまして、一定の成果があがったものと思っておりますけれども、限界集落と言われるような地域が依然として存在することから、十分な施策ではなかったと考えております。議員がおっしゃられるように過疎対策は、国の農林業、エネルギー政策や国土政策の一環として考えなければならない大きな問題と思っております。

またこの限界集落問題については、大杉谷地域の問題だけでなく、町の全体の問題としてとらえていかなければなりませんし、言い換えれば三重県の問題でもあり、日本の問題であると考えておりますので、昨年12月に加入させていただきました全国水源の里連絡協議会はじめ全国町村会あるいは自立促進連盟、あるいはふるさと振興協議会などでこの集落問題を抱える市町村とともに、国及び国民レベルで、中山間地域の果たす役割、重要性を呼びかけてまいりたいと思っておりますのでございます。

綾部市の集落対策につきましても、水源の里条例を制定しまして、対象集落の要件を独自に定義付けされております。議員が言われるようにUターン、Iターン者の定住対策としての交流の推進、あるいは地域産業の開発と育成及び地域の暮らしの4つの部門で、振興目標が掲げられております。

当町におきましても綾部市のような振興策と同様の取り組みを既に行っているところでございます。

が、地域の人々や地域と行政が、地域の現状と課題を見つめて将来の大杉谷地域をどのような地域にするかなど、将来ビジョン等について十分議論がされていないことなどによりまして、地域で利用できる支援体制制度など、各種施策が有効に活用されていないのが現状でございます。

先ほども申し上げましたんですが、大杉谷の役割の重要性、住民の思いを十分認識しております。地域を持続可能な地域とすべく、21年度から新たな取り組みにチャレンジさせていただこうと計画をいたしております。そのためには地域の方々が夢と希望と誇りをもって住んでよかったと、誰もが思えるような元気のある地域をつくっていかねばならないと考えておりますが、まずはそこにお住まいの方々が地域のことをどのように考え、どのようにして、また自分の人生をどのようにしたいのか、そういうことを伺っていくことが大切であると思っておりますことから、今定例会一般質問において、前川議員のご質問でも答弁させていただきましたように、地域の方々が自分たちの地域のあるべき姿を話し合う場を設けて、その中で課題や問題点を整理しながら、自分たちでできること、行政がしなければならないこと、自分たちの地域の将来をどうしていきたいか、真剣に考えていただくことがまず大事であると思っております。

なお、綾部市の諸政策は大杉谷地域にも大変参考になると思っておりますが、いまの時点では行政からの一方的な諸政策を実施するのではなく、地域づくりはそこにお住まいの方々が主役であるという観点から、ともに考えて諸政策を展開してまいりたいと考えているところです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

直江議員の一般質問が終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

散会の告示

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

議事の都合、議案調査のため3月12日から3月16日を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中西 康雄君)

異議なしと認めます。

したがって、3月12日から3月16日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次回は3月17日、火曜日午前9時より再開をいたします。

皆さんお疲れでございました。

なお、13日金曜日は予算の連合審査会を9時より開かれます。どうぞ定刻までにご参集いただきますようお願い申し上げます。

どうも皆さんお疲れさんでした。

(午後 3時 46分)